

	質 疑 事 項	回 答
1	マニュアルP2の適用範囲からは津波による被害は適用範囲外と読めるが、東日本大震災の判定の際は、どのように対応したのか。	ご指摘のとおり、マニュアルは津波被害に対応したものではありませんが、東日本大震災においては、実施本部にて独自にいくつかの判定基準を追加して津波被害を受けた建物についても判定を行いました。
2	マニュアル及び講義では「認定番号は正確に」との事だが、P58の記入例では下4桁のみ記入されている。これでも良いか。	<p>P58の記入例は、実際の震災時の判定表ではなく、マニュアル用に作成した記入例であるため、実際の認定番号を記載しているものではありません。</p> <p>千葉県では年度ごとの通し番号としているため、下4桁が同じ判定士が最大で10名います。下4桁の記入のみでは判定士を特定できませんので、全て正確にご記入ください。</p>
3	鉄骨造の事務所ビル等では、仕上げ材があるため、部材の座屈、筋交の破断、脚注の破損を判定するのは無理ではないのか。	<p>調査は目視できる範囲内で行うこととしております。</p> <p>構造部材の損傷を直接観察することができない場合は、内外装材の損傷状態を考慮し、構造躯体の危険度の判定に反映してください。(マニュアルP35)</p> <p>また、建物所有者もしくは使用者へのヒアリングによる内部調査行うこともあります。</p>
	今にも倒れそうなブロック塀は、あえて倒してしまった方がよいのか。	<p>塀も所有者の所有物となりますので、勝手に倒してしまうことはできません。</p> <p>建築物等の第一義的責任は所有者になりますので、危険性を説明の上、所有者に対応を依頼してください。</p>
4	<p>現地にて明らかに落下しそうな 腰壁や倒れそうな塀があった場合、判定士(チーム)の判断で手を加えられるのか。(そのまま放置するのが危険な場合)</p> <p>①所有者がいて了解が得られた場合 ②所有者が不在であるも近隣住民から要望があり、行政側からTEL等で了解が得られた場合</p>	<p>基本的には危険な部材の除去を行う必要はありません。</p> <p>①判定士から進んで提案する必要はありません。所有者から依頼があった場合も、基本的にはお断りしてください。</p> <p>(応急危険度判定は「速やか」に行う必要があるため、時間を要する作業を引き受けることは適切とは言えません。また、工具を持って回るわけではあり</p>

		<p>ませんので、工具を要する作業はできません。手で簡単に外せるような軽易な作業は、所有者様にも可能と思われます。所有者がご高齢であるなど、特別な事情がある場合は、判定実施本部の指示に従ってください。その場で実施本部の担当者との連絡が取れない場合はお断りしてください。)</p> <p>②実施本部の指示に従ってください。その場で実施本部の担当者との連絡が取れない場合は「市町村に報告する」旨を伝え、その場での作業はお断りしてください。(市町村の条例等(例:空家条例など)で特別の定めがない限り、市町村の了解が得られることは基本的に無いと思われます。)</p>
5	判定協力の要請があった場合、ボランティアである以上、交通費等は自費となるのか。	<p>原則として、判定実施本部である自治体(市町村)が用意します。ただし、千葉県内の集合場所までの交通費と、用意された施設以外で宿泊した場合や用意された以外の食事をとった場合は、原則として判定士の負担となります。</p>
6	調査中のヘルメット、安全靴は支給されるのか。	<p>支給していません。</p> <p>作業着と靴は判定士様ご自身でご用意ください。靴はスニーカー等で結構です。ヘルメットもマニュアル(P94)及び判定士手帳(P13)に記載されているとおり、基本的には判定士様にご用意いただくこととなっておりますが、実施本部より貸与される場合もあります。</p>
7	調査中、不慮の事故(余震)等を受けた場合、労災は適用されるのか。	<p>民間の判定士については、労災ではなく別途保険に加入しています。(保険料は地方自治体が負担しています。)</p> <p>補償が適用となる期間は、民間判定士が、自宅又は職場を離れ、訓練活動、若しくは判定活動に参加し、自宅又は職場に復帰するまでの間としています。ただし、訓練活動の場合、宿泊のために宿泊施設に入ってから行事参加のために宿泊施設を出るまでの間は除かれます。</p> <p>補償の内容は、損害補償が死亡時2千万円、後遺障害が2千万円(上限)、入院が5千円/日、通院時3千円/日、施設損害賠償が、1件あたり対人対物合わせて1億円となります。</p> <p>公務員に対しては公務災害が適用となります。</p>

8	<p>防災ボランティア登録は、会社員である以上雇用中は非常に難しいと思われませんが、出勤依頼があった場合、断ることは可能か。</p>	<p>参集要請（出勤依頼）は、都合がつかない場合はお断りいただいてもかまいません。</p> <p>防災ボランティアは（社）千葉県建築士会の取り組みです。防災ボランティアについては、（社）千葉県建築士会に直接お問い合わせください。</p> <p>（社団法人 千葉県建築士会 電話番号：043-202-2100）</p> <p>防災ボランティアに登録されていなくても、「千葉県被災建築物応急危険度判定士」として登録された皆様については、参集要請がある可能性があります。</p>
9	<p>所属企業の活動の一環として、有償・無償問わず応急危険度判定を行うことは可能か。</p>	<p>被災建築物応急危険度判定は、市町村が地震発生直後の応急対応の一環として行うものです。一般の方への企業主体での実施はご遠慮ください。</p> <p>所属企業で設計した建物の所有者等から相談があった場合、マニュアルを参考にさせていただくことは支障ありませんが、「応急危険度判定」という名称を用いた活動は、所有者の混乱を招く恐れがあるためご遠慮ください。</p> <p>また、市町村実施本部を通さず行った活動に関しては、民間判定士に適用となる補償は適用されません。また、トラブル等についても県及び市町村では責任を負いかねます。</p> <p>応急危険度判定は、「二次災害を防止するため」市町村が実施主体となり無償で行うものです。恒久的使用の可否を判断するものではありません。</p> <p>恒久的な使用の可否については別途「被災度区分判定基準」があり、一般社団法人 日本建築防災協会からテキストが発行されております。この「被災度区分判定」は、建築構造技術者等が所有者からの依頼を受け行うものです。有償で行う場合は、この「被災度区分判定」を実施してください。</p>